



海南自由貿易港の企業所得税優遇政策の徹底実施——実質的な運営に係る具体的な要件を明確化

概要：

- 国家税務総局海南省税務局、海南省财政厅及び海南省市場監督管理局（以下「海南省3部門」）は共同して2021年3月5日付けで「海南自由貿易港奨励類産業企業の実質的な運営に係る問題に関する公告」（国家税務総局海南省税務局公告2021年第1号、以下「1号文」）を印刷・配布した。同公告は、実質的な運営に係る4つの要素及び異なる適用対象に対する具体的な要件を明確にし、海南自由貿易港の奨励類産業企業所得税優遇政策の徹底実施及び税務リスクの回避に着実な保障を提供する。

背景

財政部及び税務総局は、「海南自由貿易港建設全体案」の徹底実施を促進するために、2020年6月23日付けで共同して「海南自由貿易港企業所得税優遇政策に関する通達」（財税〔2020〕31号、以下「31号文」）を公布し、次いで7月31日付けで「海南自由貿易港企業所得税優遇政策の関連問題に関する国家税務総局海南省税務局の公告」（国家税務総局海南省税務局公告2020年第4号、以下「4号文」）を公布した。上記公告は、海南自由貿易港の建設に加わるようより多くの国内外の優良企業を誘致し、海南自由貿易港の発展を促進することを目的としている。

上記企業所得税優遇政策を効果的に実施するために、31号文と4号文に基づき、海南省3部門は共同して2021年に1号文を配布した。同公告は、実質的な運営に係る4つの要素及び異なる適用対象に対する具体的な要件を明確にし、海南自由貿易港（以下「自由貿易港」）の奨励類産業の企業所得税優遇政策を享受する企業に明晰な政策ガイドライン及び規制要件を示し、積極的にタックス・ベネフィットの享受を推進する。

注目ポイント

一、以下の居住者、非居住者企業に対する具体的な要件

自由貿易港の企業所得税優遇政策を享受する異なる適用対象について、1号文の第1条から第4条では、それぞれの実質的な運営に係る具体的な要件を明確にした。

企業類型	モデル	実質的な運営に係る具体的な要件
居住者企業	ケース1： <ul style="list-style-type: none"> 自由貿易港で登録した 自由貿易港以外で支社を設立していない 	企業の生産経営、人員、財務、資産という4つの要素が全て自由貿易港にある
	ケース2：	企業が各支社の生産経営、人員、財務、資産などに対し

	<ul style="list-style-type: none"> 自由貿易港で登録した 自由貿易港以外で支社を設立した 	て実質的な全面管理及び支配を行っている
	ケース3： <ul style="list-style-type: none"> 自由貿易港以外で登録した 自由貿易港で支社を設立した 	支社がその生産経営機能に見合った営業収益、従業員報酬及び資産総額を有している
非居住者企業	ケース4： <ul style="list-style-type: none"> 自由貿易港で機構・拠点を設立した 	機構・拠点がその生産経営機能に見合った営業収益、従業員報酬及び資産総額を有している

二、実質的な運営に係る4つの要素

自由貿易港で登録し、かつ自由貿易港以外で支社を設立せず、海南自由貿易港の企業所得税優遇政策を享受する居住者企業について、1号文の公式解釈では4つの要素の具体的な内容をさらに明確にした。4つの要素のキーポイントを下表のとおり整理した。また、香港税務局の実務における一般的な理解及び潜在的な問題もまとめた。

4つの要素	1号文のキーポイント	香港税務局の実務における一般的な理解	その他の潜在的な問題
生産経営	1) 自由貿易港で固定生産経営拠点を有する 2) 自由貿易港で主な生産経営拠点を有するか、または実質的な全面管理及び支配を行う機構が自由貿易港に所在する	「管理」とは、会社の日常業務運営の管理、会社の経営陣による意思決定などを指す 「支配」とは、事業方針の決定、戦略的方針の策定、事業の資金調達の選択及び業績の評価など、事業全体に対するハイレベルな支配を指す	<ul style="list-style-type: none"> 大手企業グループがシェアードサービスセンターを利用してグループ企業に財務、人的資源、法務などの管理サービスを提供し、グループ企業にサービス費用を請求する場合、「生産経営上のニーズに対応できる従業員が自由貿易港で勤務する」要件を満たしているか？ 大手企業グループが、財務処理の一括管理及び証憑書類のデジタルデータ化に取り組む場合、「自由貿易港に保存する」要件を如何に適用できるか？ 自由貿易港にある企業が自由貿易港における適格な仲介業者に関連サービスの提供を依頼する場合、要件を満たしているか？
人員	1) 経営上のニーズに対応できる従業員が自由貿易港で勤務している 2) 自由貿易港企業と1年以上の労働契約または協議を締結している	関連活動が行われる場所に重点を置いて考慮する。通常、シェアードサービスセンターが香港で優遇政策申請者に提供するサービスを考慮する	
財務	1) 会計伝票や書類を自由貿易港に保存している 2) 主な銀行決済用口座を自由貿易港で開設した	関連活動が行われる場所に重点を置いて考慮する。通常、会計処理及び銀行業務の関連準備と処理活動が香港で行われるかどうかを考慮する	
資産	1) 生産経営に見合った実際に使用されている資産が自由貿易港にある 2) 自由貿易港企業が当該資産の所有権または使用权を保有している	通常、資産が事業に見合うかどうか、関連管理活動（資産の担保、買収、処分などの活動）が香港で行われるかどうかを考慮する	

三、合算納税及び企業所得税の合算納付に係る要件

自由貿易港の企業所得税優遇政策を享受する企業が下記ケースに当てはまる場合、1号文の第5条と第6条では、課税所得額と税額の計算方法及び分担納付などの問題を明確にした。

具体的なケース	法的根拠	政策の要点
ケース2	『『地域を跨いだ経営に係る合算納税の企業所得税の徴収管理弁法』の印刷配布に関する国家税務総局の公告』（国家税務総局公告2012年第57号）	本部及び各支社の課税所得額及び税額を正確に計算し、規定どおりに企業所得税を納付しなければならない
ケース3		
ケース4	「海南自由貿易港の企業所得税優遇政策に係る問題に関する国家税務総局海南省税務局の公告」（国家税務総局海南省税務局公告2020年第4号）	課税所得額及び税額を正確に計算し、規定どおりに企業所得税を納付しなければならない

四、自由貿易港企業所得税優遇政策の享受に係るその他の要件

自由貿易港企業所得税優遇政策を享受する企業に関して、1号文の第7条から第9条ではその他の関連要件を明確にした。

1. 審査に備えた資料の保存：優遇政策の享受にあたり、関連資料は4号文の規定に従い保存して審査に備える
2. 徴収方法の限定：帳簿検査徴収方式を適用する企業に限定される
3. 公告の施行期間：2020年1月1日から2024年12月31日まで、31号文と一致する

KPMGは、海南自由貿易港に係る関連政策及び細則の動向を引き続き注視し、専門的な意見や提案を提供して参ります。関連する政策の分析及び実務に対する提案に関しては、お気軽にKPMGのプロフェッショナルスタッフにお尋ねください。

お問合せ先

華北地域

Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: ichiro.takabe@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3403

Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

華西・華東地域

Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: ichiro.takabe@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3403

Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Wang Zhewei 王 哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2322

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Mokuta Masakazu 柰田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳 蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198